報 広

おおくま

お知らせ版

2012年2月15日

大熊町役場 会津若松出張所

発行:大熊町役場企画調整課

所在地:福島県会津若松市追手町2番41号 電話:0242-26-3844(代表)

E-mail:okuma@town.okuma.fukushima.jp

ブログ大熊町

http://blog-okuma.jugem.jp/ 大熊町公式ホームページ暫定版

http://www.town.okuma.fukushima.jp/

住 民 課

医療費一部負担金の免除期間の延長のお知らせ

被災者の方々に実施されている医療機関を受診し た際の一部負担金免除措置については、平成24年 2月29日までとお知らせしていましたが、平成24年 3月1日から1年間(平成25年2月28日まで)期間が延長 されました。(ただし、入院時食事療養費及び入院 時生活療養費の自己負担分および柔道整復師〈接骨 <u>院等〉・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう</u> 師の施術費、治療用装具費〈補装具〉の自己負担額 の免除は平成24年2月29日で終了となります。)

なお、この制度は保険診療にかかる法定負担分(3) 割・1割など)の医療機関で被保険者が支払う一部負 担金の免除措置であり、保険外診療分は通常どおり 自己負担となります。

◆免除を受けることができる期間と対象者

○対象者:

東京電力福島原発事故による警戒区域等のす べての住民の方

(震災発生後、他市町村に転出した方を含む) ○期間:平成25年2月28日まで

- ※大熊町の国民健康保険・後期高齢者医療保険に加 入していて、震災発生後他市町村に転出し、そこ で国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入して いる方は、再度一部負担金免除証明書等の手続き が発生する可能性がありますので、現在お住まい の市町村にご確認ください。
- ◆大熊町の国民健康保険・後期高齢者医療保険に加 入されている方

平成24年3月1日以降医療機関を受診する際には、 今までどおり医療機関窓口で保険証のみ提示する ことで一部負担金の免除を受けることができます。 (平成24年9月30日までは免除証明書は不要です。 その後の対応については、詳細が決まり次第、あ らためてお知らせします。)

◆社会保険等に加入されている方の一部負担金免除 証明書について

全国健康保険協会にご加入の方は、有効期限に 「平成24年2月29日まで」と記載されている免除 証明書でも、引き続き使用することができます。

※その他の医療保険にご加入の方で、引き続き窓口 負担が免除される方は、免除証明書の更新が必要 になります。

※免除証明書についてご不明な点があれば、ご加入 の医療保険の保険者へ直接お問い合わせください。 【お問い合わせ先】住民課国保年金係

健康保険・年金の届け出忘れはありませんか?

職場の健康保険等をやめたとき、または職場の健 康保険等に加入したときは国民健康保険・年金の手 続きが必要です。

○国保に加入するとき

手続きに必要なもの

- ・職場の健康保険を脱退した証明書 (社会保険等資格喪失証明書または離職票など)
- 年金手帳(または年金証書)
- 印鑑
- ※職場の健康保険(本人・扶養)、後期高齢者医療保 険制度で医療を受けている人や生活保護を受けて いる人を除いて、全ての人が国保に加入します。

〈加入の届出が遅れると〉

保険証がないため、その間の医療費は全額自己 負担となる場合があります。また、保険税は加 入の届出をした日からではなく、加入資格を得 た月まで、さかのぼって納めることになります。

○国保をやめるとき

手続きに必要なもの

- 国民健康保険被保険者証
- ・ 職場の健康保険の保険証、または健康保険の健 康保険加入証明書
- 印鑑

〈やめる届出が遅れると〉

- 保険証が手元にあるため、うっかりそれを使っ て受けてしまった医療機関等がある場合は、国 保が負担した医療費をあとで返していただく場 合があります。
- •他の医療保険に入ったとき、国保をやめる届出 をしないと、知らずに保険税(料)を二重に支 払ってしまうことがあります。届出なしには国 保をやめることはできませんのでご注意くださ (1

- ※新しい健康保険証が届く前に医療機関・薬局を受診する際は、必ず「健康保険の切り替え手続き中です」と一言伝えたうえで受診するようにしてください。
- ※手続きは郵送または会津若松出張所住民課窓口で行うことができます。郵送で手続きを行う場合は、必要なものが別途ありますのでご連絡下さい。
- ※国保の手続きを行うと年金の手続きが自動的に完了いたします。国民年金の加入漏れを防ぐためにも、必ず届け出を行いましょう。

【お問い合わせ先】住民課国保年金係

税 務 課

申告相談日程の訂正について

2月22~24日の申告相談受付会場が「いわき連絡事務所内」から「好間第一集会所」に変更になりましたので、よろしくお願いいたします。

申告相談についてのお詫び

町での申告受付は、例年住民の皆様に対し職員が 1対1で対応しておりましたが、今年度は人員や機器 の確保が困難なため、例年どおりの対応ができない 状態です。

そのため、同時に複数の方に対して職員が対応し、 申告書等の記載や収支計算等は御自身でしていただ きたいと考えております。ご不便をおかけすること と思いますが、ご理解とご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】税務課

保健センター

<u>電子ポケット線量計を発送しました</u>

福島県内では、いまだ放射線量の数値の高いところがあります。大熊町では福島県の補助により、福島県内に避難されている3歳未満のお子様・妊婦の方を対象に、電子ポケット線量計を配布することとなり、1月31日に宅配便にて発送しました。

幼稚園・小学校へ通われているお子様へは、すで に「ガラスバッジ式線量計」を配布させていただい ております。

3歳以上の就学前のお子様で、幼稚園等に入園されていないお子様につきましては、配布させていただきますのでご連絡ください。

また、県外に避難されている中学3年生までのお 子様・妊婦の方で、電子ポケット線量計を希望され る方についても配布させていただきますので、ご連 絡ください。

【お問い合わせ先】 大熊町保健センター

大熊町災害対策本部

一時帰宅3巡目(2月)の日程について

大熊町では、2月12日(日)より3巡目の一時帰宅が 実施されています。

◆一時帰宅日程

- 2月12日(日)
- 2月16日(木)
- 2月24日(金)
- 2月29日(水)
- ※3月の日程については、決まり次第お知らせし ます。

◆一時帰宅順序

次の行政区順で連絡し実施されます。

日時等については、立入り日の約2週間前を目安に役場担当より電話連絡があります。

C仅物担当より电的压和がめりより。		
2. 野上2区 1 3. 下野上1区 1 4. 下野上2区 1 5. 下野上3区 1 6. 大野1区 1 7. 大野2区 1 8. 大川原1区 2	13. 町区 4. 熊川区 5. 野馬形区 6. 小入野区 7. 大和久区 8. 夫沢1区 9. 夫沢2区 20. 夫沢3区 21. 中屋敷区	

【お問い合わせ先】

大熊町災害対策本部 一時帰宅係

大熊町商工会

『まちタクシー利用券』を払い戻します

大熊町商工会では、【おおくま i まちタクシーあいくる】利用券(1枚100円)の払い戻しを行っています。

- ◆受付期間 期限は定めていません
- ◆窓口受付およびお問い合わせ時間

平日9:00~16:00(土・日・祝日は行っていません)

◆払戻方法

- ・印鑑と利用券を窓口までご持参ください。
- ・遠方の方は利用券を郵送していただき、払戻金 を振り込むことも可能です。
- ※郵送を希望される場合には、払戻申請書を送付 しますので、お電話ください。
- ※払戻申請書は、町ホームページでもダウンロードできます。

【払戻窓口・お問い合わせ先】

大熊町商工会

電話①080-1662-1193 ②080-1662-1194

相双保健福祉事務所

<u>一時立入りにおける「ペット(犬・猫)の持ち出し」について</u>

一時立入りでは、食品、飲み薬、飲料等経口摂取 するもの、動物、屋外のものの持ち出しは原則禁止 しています。

ただし、以下の条件を満たす場合、住民自らがペットを持ち出すことができます。

- (1) 自家用車による一時立入りであること(車の持ち出しを含む)
- (2)「犬」もしくは「猫」であること。(ただし、 死骸の持ち出しは禁止します。)
- (3) 立入者自身の犬・猫であること。(他人の犬・猫の持ち出しは禁止します。)
- (4) 捕獲・移送・今後の飼育等を自らの責任で実施できること。
- ※ケガや汚染の可能性を高めるような行動が無いようお願いします。

<自らのペットを発見・保護できなかった場合>

- ○行政が後日、保護しますので「相双保健福祉事務 所」へご相談ください。
- ○ご相談の際、犬・猫のいた住所、毛色や雄雌など の性状、飼い主の方のご連絡先等についてお知ら せください。

【お問い合わせ先】

相双保健福祉事務所 電話 0244-26-1339

会津若松稅務署

会津若松市内に避難されている方へ

国税に関する一般的な相談については、「電話相 談センター」で集中的に受け付けております。

<電話相談センターのご利用方法>

- ①0242-27-4311(会津若松税務署)に電話する。
- ②音声ガイダンスに従って、番号「0」を選択する。 番号「0」: 所得税等の確定申告に関する相談 東日本大震災に関する相談
- ◆所得税等の確定申告書の作成・受付を行うため、 外部に会場を開設しております。
- 〇日時:2月1日(水)~3月15日(木)

午前9時~午後4時 ※土日祝日は除く

○場所:会津ロイヤルプラザ2階

会津若松市中町3-53(野口英世青春通り)

○注意点:

- 会場には駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。
- 税務署内に会場はありません。

- ※税務署にご用の場合は、音声ガイダンスに従って、 番号「2」を選択してください。
- ※会津若松市以外に避難されている方は、最寄りの 税務署にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

会津若松稅務署 電話 0242-27-4311

富岡消防署

富岡消防署からのお知らせ

ただいま、空気が乾燥し火災が起きやすくなっています。警戒区域内で火災が発生すると、発見も遅れ、大規模な火災に発展しやすく、火の取扱には、普段以上にご注意ください。

<3回目の一時帰宅が開始されます>

一時帰宅の際に下記についてご留意ください。

- ①双葉郡内の道路状態が震災により大変悪くなって います。特に橋の付近は段差の大きいところがあ りますので、走行には十分注意してください。
- ②電気による火災を未然に防ぐため、ご自宅の電気 のブレーカーを落としてください。
- ③ご自宅周りや墓地を清掃された場合に、焚き火はしないでください。
- ④お線香、ローソクの使用はしないでください。
- ⑤たばこの投げ捨てはしないでください。
- ⑥ガスコンロは使用しないで、元栓を閉めてください。

【お問い合わせ先】

富岡消防署•富岡消防署楢葉分署

電話 0240-25-2119

(富岡消防署は楢葉分署に拠点を移しています)

シベリア強制抑留者の皆様へ

(独)平和祈念事業特別基金

平和祈念事業特別基金では、特別給付金を支給しています。

◆対象者

平成22年6月16日にご存命で日本国籍を有する方 (同日以降になくなられた方は相続人)

- **◆請求期限** 平成24年3月31日(消印有効)
- ※まだ請求されていない方は、平和祈念事業特別基 金までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

(独) 平和祈念事業特別基金 電話 0570-059-204

東北運輸局 福島県トラック協会

「引越相談所」開設のお知らせ

引越シーズンのピークとなる3月・4月の2カ月間、 トラック事業者の団体である福島県トラック協会で は、県内7カ所で「引越相談所」を開設し、電話等 による引越等の相談に応じています。

緑ナンバーのトラックを利用しての引越や、引越 に伴う種々のサービスについてお困りのことがあり ましたら、最寄りの「引越相談所」へご相談くださ (1

◆引越相談時間帯

午前9時~午後4時(土・日・祝日を除く)

◆引越相談所(福島県トラック協会)の連絡先

地域	福島県トラック協会 支部等	電話番号
福島市	本 部	024-558-7755
	県北支部	024-573-8755
郡山市	県中支部	024-963-0780
白河市	県南支部	0248-27-3644
会津若松市	会津支部	0242-24-4855
相馬市	相双支部	0244-37-3070
いわき市	いわき支部	0246-58-8223

復興計画検討委員会開催報告

1月31日、大熊町役場会津若松出張所において、 第2回目となる大熊町復興計画検討委員会が開催さ れました。第1回目の会議では、委嘱状の交付や復 興計画策定の概要についての説明が中心となり、計 画策定の検討は第2回目の会議が実質初めてとなり ました。

計画策定の検討方法は、20名の委員が2グループ に分かれ、大きく4つに分けたテーマをそれぞれ協 議、検討していただく方法(ワークショップ)で行っ ております。

第2回目の会議のテーマは「大熊町に戻らない方 への支援」についてを委員の方にご協議いただきま した。なお、第3回目以降の検討テーマは次のとお りです。

◆計画策定のための検討テーマ

- (1)居住地を自ら選択し大熊町に帰れるまで待つ 方への支援
- (2) 町が指定した区域に居住し帰れるまで待つ方 への支援
- (3)除染して低線量地域を確保し、大熊町内に拠 点を設ける
- (4)大熊町に戻らない方への支援

◆第2回大熊町復興計画検討委員会の協議経過

◎グループ分けによる委員からのご意見等 テーマ「大熊町に戻らない方への支援」 行政

大熊町に住んでいる人と同水準の行政サービス |◆今後の計画策定スケジュール を受けられるようにする。

- 電子掲示板を利用した情報の提供
- ふるさと通信の提供 (大熊町の情報やニュース等の提供)
- 情報の少ない県外者のため、マスコミを利用し た情報の提供
- 大熊町内状況のライブカメラ設置

健康

- •一貫した被ばく検査の実施
- 甲状腺検査を毎年実施
- 放射線による健康への不安解消
- 県外での各種検査の受診体制の確保

雇用・産業

- 雇用のマッチングとハローワークとの連携
- 転出先での雇用の確保
- 農地の代替地の斡旋・紹介

教育

- ・学費や通学費の補助による教育費の負担軽減
- 安心して高校進学ができる体制整備
- ・教育関係相談窓口の設置や窓口の紹介

生活

- ・継続的な借り上げ住宅への居住
- 各都市(各自治体)に町営住宅を建設
- ・住宅建設のための土地斡旋
- ・様々な町行事への参加
- 大熊町に戻る人とのネットワーク確保
- 町とのつながりを維持するための大熊手帳の発

賠償

- ・町民の納得できる賠償の支援
- 財物補償を早期に明確にし、早期支払いの要請 風評被害対策
- ・大熊町というだけでの風評被害対策

中 旬 町行政区長との検討会 各種団体長との検討会 第4回復興計画検討委員会の開催

下 旬 第5回復興計画検討委員会の開催

【お問い合わせ先】企画調整課復興班